

保健福祉関係 つづき

55	子育て懇話会	望月町が実施しています。新市において児童館や保育所等子育て支援関係事業を包括する「子育て支援審議会（仮称）」を設置し、子育て懇話会はその審議会に統合するため、合併時、廃止します。
56	学童クラブ	佐久市は放課後児童健全育成事業（学童クラブ）について児童館で一元化して無料で実施しており、臼田町は学童クラブを有料で4箇所設置、浅科村は学童クラブを無料（おやつ代は有料）で2箇所設置、望月町は有料で3箇所設置しています。 1. 合併時、臼田町・浅科村・望月町の学童クラブは、児童館が整備されるまでの暫定的事業として、児童館の運営内容に準じて実施します。 2. 合併後、児童館が整備された地域では学童クラブを児童館に一元化するため、児童館の整備に合わせて段階的に廃止します。
57	地域子育て支援センター（特別保育事業小規模型）	望月町が実施しています。佐久市は同様の事業を私立保育園に事業委託しているほか、各児童館で「子育てサロン」として実施しています。 1. 合併時、地域子育て支援センターは児童館が整備されるまでの暫定的事業として、臼田町・浅科村において各1箇所設置して実施し、望月町においては現行どおり実施します。 2. 合併後、地域子育て支援センターは児童館で行なう「子育てサロン」に事業を移行するため、児童館の整備後は廃止します。
58	馬坂・広川原地域在宅介護支援に対する助成事業	合併時、臼田町の馬坂・広川原の区域において実施します。
59	老人福祉拠点施設（結の家等）管理委託	望月町が実施しています。 合併時、介護保険施設・ひばりヶ丘公園について指定管理者制度により実施します。
60	高齢者生活支援ハウス運営委託	望月町が実施しています。合併時、指定管理者制度により実施します。
61	総合支援センター運営	望月町が実施しています。 合併時、介護保険施設は指定管理者制度により、その他の施設については新市の直営により実施します。
62	望月町老人福祉センター管理運営	望月町が実施しています。合併時、指定管理者制度により実施します。
63	浅科村老人福祉センター管理運営	浅科村が実施しています。合併時、指定管理者制度により実施します。
64	緊急通報システム事業関係事務	4市町村とも実施していますが、システム内容や利用者負担金額等に違いがあります。 合併時、利用者負担金額は月額500円とし、システムは現行の内容とし、利用者の状況により委託先を新市で決定します。合併前に、既に設置しているシステムや機器は現行のとおりとします。
65	高齢者除雪支援事業	浅科村が実施しています。合併時、浅科村の例を基本とし利用者負担金を徴収して新市の区域で実施します。
66	高齢者粗大ゴミ収集支援事業	望月町が実施しています。粗大ゴミ収集支援事業については、在宅介護支援センターが実施する在宅高齢者相談事業で行うため、合併時、廃止します。 在宅高齢者相談事業で行う際の粗大ゴミ収集処理に係る手数料等の経費は利用者負担とします。
67	精神衛生相談（痴呆）	望月町が実施しています。 合併時、痴呆性高齢者を対象として、本人又は介護者の相談事業を医学的見地から新市の区域で実施します。
68	介護予防ふれあいサロン事業	臼田町が実施しています。合併時、新市の区域で実施します。
69	友の会（難病）補助金	臼田町が実施しています。新市として身体障害者福祉協会へ補助金を交付するため、合併時、廃止します。
70	川西保健衛生施設組合分担金（川西赤十字病院施設整備費）	浅科村・望月町が負担しています。合併時、新市において加入し、現行の分担金について負担します。
71	川西保健衛生施設組合（川西赤十字病院関係）	浅科村・望月町が負担しています。合併時、新市において加入します。
72	川西赤十字病院運営審議会	浅科村・望月町が加入しています。合併時、新市において加入します。
73	母子保健推進委員会	佐久市が実施しています。母子保健推進員は、保健指導員班長が兼務しており、保健指導委員会の活動に統合するため、合併時、廃止します。
74	精神衛生相談事業	4市町村とも実施していますが、実施内容に違いがあります。 合併時、随時の相談と必要に応じた医師による相談を、新市の区域で実施します。

経済関係

75	諸証明手数料（農業委員会）	佐久市・浅科村が徴収していますが、証明書項目に違いがあります。 合併時、手数料を徴収する証明書項目を統一します。
76	水田営農定着化整備事業補助金	臼田町が実施しています。合併時までに整備が完了する見込みのため、合併時、廃止します。
77	農業振興協議会	4市町村とも設置していますが、委員数・構成などに違いがあります。合併時、新市において設置します。
78	農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想	農業経営基盤強化促進法第6条により、市町村に策定が義務づけられています。 市域の変更、地域での農業に特色があるなど、構想の内容を見直す必要があり、合併後、1年以内に新たに策定します。
79	農業振興地域整備計画策定	4市町村とも実施しています。ただし、佐久市は農振除外にあたり地区協議会の意見を聴取しています。 合併後1年以内に4市町村の現行の内容を尊重し、新市計画（構想）を策定します。
80	農業農村整備事業の自然と共存する環境の創造に関する基本的な構想	4市町村の計画内容に違いがあります。 合併後2年以内に、4市町村の現行の内容を尊重し、新たに策定します。